

第3章 | 保健医療圏の設定と基準病床数

1.保健医療圏設定の趣旨

- 急速な少子高齢化の進展、疾病構造の変化、また医療技術の進歩・専門化など、保健医療を取り巻く環境が大きく変化する中、医療や健康に対する人々の関心は一層高まっています。

一方、医療機関や医療機能、保健医療従事者などの状況は地域ごとに異なり、県民に対して適切な保健医療サービスを提供するためには、一定の地域単位の中で限られた保健医療資源を適正に配置し、保健医療機関相互の機能分担と連携を行うことが必要です。そのために、次のとおり「保健医療圏」を設定します。

ただし、保健医療圏は保健医療サービスの提供体制を検討する上での地域単位であり、県民の受療行動を制限するものではありません。

2.保健医療圏の設定

一次保健医療圏

- 県民の日常的な疾病等の診断、治療、予防、健康管理などプライマリ・ケアに関する保健医療サービスを提供する圏域です。県民に身近な保健サービスの提供や介護保険制度の保険者が市町村であることから、各市町村をその区域とします。

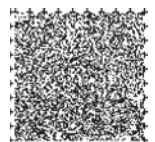
二次保健医療圏

- 医療法第30条の4第2項第10号の規定に基づき設定する区域であり、入院を中心とする一般的な医療サービスと広域的・専門的な保健医療サービスを提供するための圏域です。生活圏や交通事情等の社会的条件、一般的な保健医療提供体制の整備状況、患者の動向、行政機関の管轄区域、及び諸計画における圏域の設定を勘案し、設定しています。

今回、入院患者の圏外流出率が高い流出型の医療圏^{*1}について見直しの検討を行いました。その結果、各二次保健医療圏における地域の医療問題に対するこれまでの取り組み結果として流出患者割合は減少傾向にあること、また、県土の約8割が山地部で可住地面積が少ないうえ高齢者率が高く、大都市圏に比べ県内移動に時間がかかるという本県の特徴を考えると、医療圏の合併は医療サービスの低下を招くおそれがあることから、引き続き県内7か所の二次保健医療圏を設定しています。

三次保健医療圏

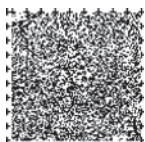
- 医療法第30条の4第2項第11号の規定に基づき設定する区域で、高度・特殊な保健医療サービスを提供するための圏域です。県全域をその区域とします。



〔 二次保健医療圏と構成市町村 〕

二次保健医療圏	構成市町村	人口(人)	面積(km ²)
和歌山	和歌山市、海南市、紀美野町	435,538	438.73
那賀	紀の川市、岩出市	118,722	266.74
橋本	橋本市、かつらぎ町、九度山町、高野町	93,529	463.24
有田	有田市、湯浅町、広川町、有田川町	78,678	474.80
御坊	御坊市、美浜町、日高町、由良町、印南町、日高川町	67,243	579.16
田辺	田辺市、みなべ町、白浜町、上富田町、すさみ町	134,822	1580.27
新宮	新宮市、那智勝浦町、太地町、古座川町、北山村、串本町	73,666	923.35
計(7圏域)	9市20町1村	1,002,198	4,726.29

総務省「平成22年 国勢調査」



第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
第6章
第7章
第8章
参考資料

3.基準病床数の算定

- 基準病床数は、医療法第30条の4第2項第11号に基づき、病床整備の基準として定めるものです。
- 既存病床数が基準病床数を上回る圏域においては、原則として病床の新設又は増加が制限されます。ただし、病床過剰地域であることを理由に、当該地域にある医療機関に病床削減の義務が課されるものではありません。

病床種別	区 域	基準病床数	既存病床数 (参考)
療養病床 及び 一般病床	和歌山保健医療圏	4,335	5,780
	那賀保健医療圏	754	885
	橋本保健医療圏	535	849
	有田保健医療圏	501	661
	御坊保健医療圏	534	812
	田辺保健医療圏	1,209	1,579
	新宮保健医療圏	628	962
	合 計	8,496	11,528
精神病床	県 全 域	1,850	2,336
結核病床	県 全 域	27	73
感染症病床	県 全 域	32	32

注：既存病床数は平成25年3月5日現在の病床数

- なお、医療法施行規則第1条の14第7項に基づく診療所の個別名称については、以下のホームページに記載しています。

<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/050100/iryokeikaku/keikaku.html>

■用語の説明

※1 入院患者の圏外流出率が高い流出型の医療圏

人口規模が20万人未満、かつ二次医療圏内の病院の療養病床及び一般病床の推計流入入院患者割合が20%未満、推計流出入院患者割合が20%以上の二次医療圏。厚生労働省の医療計画作成指針において、見直しについて検討することとされている。厚生労働省の患者調査の結果、本県では那賀保健医療圏・橋本保健医療圏・有田保健医療圏・新宮保健医療圏の4医療圏が該当。

